

Title	日本における民間医療保険の発展方向
Sub Title	
Author	菊池, 潤(Kikuchi, Jiyun) 田中, 滋
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2003
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2003年度経営学 第1849号 連絡が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002003-1849

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論文要旨

所属ゼミ	田中滋研究室	学籍番号	80228194	氏名	菊池 潤
(論文題名)					
日本における民間医療保険の発展方向					
(内容の要旨)					
<p>日本における民間医療保険は第三分野が解禁されてまだ2年余ということもあり、発展途上であるといえる。今後拡大が予想されるこの分野の発展方向性を検討し、私的保険の代替案を提示した。</p> <p>考察にあたっては、まず、日本の第三分野の最近の動向を調査した。その結果、テクニカルな部分では商品開発が進んでいるものの、公的医療制度との接点からの視点と高齢化市場への対応の点が欠けていることがわかった。次に欧州の民間医療保険市場を概観した。その結果、日本市場への示唆としては、日本に見られる定額給付は市場として小さく、マーケットの主役は実額を填補するタイプが主流であること、医療のアメニティー部分を充足する保険が多く見られること、医療機関とのネットワークが構築されていること、商品よりもサービスの競争へと向かっていることが判明した。以上の点を踏まえ、今後の民間医療保険の発展方向の全体像を把握し、公私の役割分担を明確にし、最新動向を探る目的で、識者や先行的な民間保険商品開発担当者に対するインタビューを行った。</p> <p>今後の方向性としては大きく2つの視点から検討を試みた。すなわち第一の方向性としては、公的保険制度との接点の中で私的保険の代替案を検討した。第二の方向性としては医療の財の性質であるところの価値財とみなしにくい医療分野に対して私的保険の代替案を検討した。</p> <p>第一の方向性では、本人一部負担、混合診療禁止制度、特定療養費拡大という文脈の中で、私的保険の可能性を検討した結果、今後の民間医療保険は全体として階層医療に配慮しながら、本人一部負担からは、定額給付から実損填補への移行、第三者支払い制度の構築、混合診療禁止制度からは自由診療保険の開発、特定療養費拡大からはそれに対する特定療養費保険の開発を提言した。すなわちこの方向性では、補完的 second 医療保険としての私的保険の可能性を示唆した。</p> <p>第二の方向性では、医療ニーズの多様化、疾病構造の変化の中で、価値財としてみなしにくい医療分野について、公私の線引きを行った。具体的には二次予防の存在する医療については公的保険よりも私的保険サービスが望ましいとし、疾病管理は保険サービスとして有望な分野であることがわかった。遺伝子診断については生命保険としての開発の検討を行うとともに、遺伝子情報のもつ特殊性に注意しながら生命保険と遺伝子情報についても検討を行う必要があることを示唆した。生殖医療については公費で補う方向にあるが、十分でなく私的保険としても開発を行う必要がある。また、EAP サービスを生命保険サービスとすることや、生活改善医療は限定的ながら私的保険で可能性があることを示唆した。さらに顧客のエンパワメントの観点から、セカンドオピニオンサービスや健康増進サービスが有望であるとした。すなわち今後の民間医療保険は従来の現金給付だけではなく、公的保険の未対応分野に対してより現物給付的なサービスを行うことが必要であり、さらにそのためには医療機関とのネットワークを構築することが必要であるとした。また、提携に際しては医療機関側へインセンティブを付与することが必要であるとした。</p> <p>第三分野医療保険は外資や損保が先行しており、大手生命保険会社としてはこの分野に対する経営資源の配分が急務である。</p>					